相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市板山町二丁目二八番地、最後の住所愛知県半田市板山町二丁目二八番地の一　被相続人　亡　斉田　康徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

愛知県半田市有楽町四丁目二二五番地七　相続財産管理人　弁護士　榊原　尚之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市高津町西地六番地、最後の住所京都市左京区岡崎天王町六一番地の一　ヴィラ岡崎三一一　被相続人　亡　鈴木あい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

事務所京都市上京区仁和寺街道御前通西入下竪町一七九番地五　相続財産管理人　司法書士　松村昌子こと　森岡　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市松島町一一番、最後の住所山口県宇部市松島町一一番二五号　被相続人　亡　大澤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

山口県宇部市東本町二丁目三番三号　相続財産管理人　弁護士　大崎　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市西野口町七番、最後の住所大分県別府市西野口町七番二一号　被相続人　亡　谷　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

大分市中島中央一丁目三番三二号筒井ビル二階二三号室　相続財産管理人　弁護士　古田　邦夫

無縁墳墓等改葬公告

長年に渡り管理者との連絡が途絶えておりますために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年七月十四日

一、墳墓等所在地　群馬県伊勢崎市下触町四番地
一、墳墓等の名称　万徳寺石山霊園
一、死亡者の氏名及び本籍　飯岡千恵子、猪爪進、梅澤義明、小保方美和、小保方忠昭、加川英機、金安康次、加藤次郎、小山収次、下城理記也、関根敬吉、高森孝次、田中信治、髙橋一雄、山内満、太田良一、貝瀬由明、佐藤順也、三瓶義一、橋本千枝子、渡邊健悟　以上本籍はすべて不詳
一、改葬を行おうとする者　群馬県伊勢崎市下触町四番地　宗教法人万徳寺　代表役員代務者　中澤　賢正

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年七月十四日

一、墳墓等所在地　大阪府羽曳野市伊賀一丁目四二九番地の甲、四二九番地の乙
一、墳墓等の名称　伊賀共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　新熊重左エ門、釋善通、他不詳墓石三基
一、改葬を行おうとする者　大阪府羽曳野市伊賀三丁目一七番五号　大阪府羽曳野市伊賀町会区長　藤井　重春

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年七月十四日

一、墳墓等所在地　福岡県春日市弥生五丁目八、九、一〇、一一、六七、七〇、七一、七二
一、墳墓等の名称　一般社団法人小倉水利・財産保存会（旧　小倉財産組合）墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県春日市小倉二丁目九三―三　一般社団法人小倉水利・財産保存会　会長　阿部　義和

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社俠成ライフプラン
二、代表者の氏名　渡邊　雅弘
三、主たる営業所の所在地　東京都杉並区方南二丁目三〇番一五号
四、許可年月日　昭和四十九年十月三十一日
五、許可失効年月日　平成二十九年三月二十八日
六、営業保証金等の金額
①　営業保証金　金一〇〇、〇〇〇円
②　前受業務保証金　金七三、六三二、九四二円
七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十九年七月十四日

東京都杉並区方南二丁目三〇番一五号　株式会社俠成ライフプラン　代表取締役　渡邊　雅弘

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年７月14日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日本ソアー株式会社　②東京都知事(7)53872　③代表取締役　清水定三　④東京都新宿区新宿二丁目６番３－1109号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿二丁目６番３－1109号　日本ソアー株式会社　代表取締役　清水定三

①ナイスホーム株式会社　②国土交通大臣(1)8585　③代表取締役　五十君康幸　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市若林区大和町３丁目１番４号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　ナイスホーム株式会社　代表取締役　五十君康幸